2005 SAGA

International Balloon Fiesta

Competition Rules

セクション I–大会ディテール

I. 1	大会名称	1
I. 2	公　認 (S1 An3 2)	1
I. 3	組　織	1
I. 4	通　信	1
I. 5	大会役員	1
I. 6	場　所	1
I. 7	期　間	1
I. 8	供託金　(S1 An3 8.3)	1
I. 9	公用語　(GS 3.9.5 part)	1
I. 10	参　加　(GS 3.6.1 part)	1
I. 11	エントリーの締切	1
I. 12	リスク	2
I. 13	保　険	2

セクション II–競技ディテール

II. 1	競技区域　(7.1)	3
II. 2	競技外区域　(7.2)	3
II. 3	競技禁止区域 (7.3)	3
II. 4	共通ローンチ・エリア (9.1.1)	3
II. 5	共通ローンチ・ポイント (9.1.2)	3
II. 6	地主の許可 (9.3)	3
II. 7	家畜と作物 (10.6)	3
II. 8	交通法 (10.11)	3
II. 9	航空法 (10.14)	3
II. 10	リコール・プロシージャ (10.15)	4
II. 11	ゴール (12.2)	4
II. 12	安全上の制限 (12.4)	4
II. 13	公式掲示板の場所 (5.15)	4
II. 14	掲示時刻 (5.3)	4
II. 15	最終飛行日の掲示時刻 (5.6.3)	5
II. 16	フライト・クルー (2.2.2)	5
II. 17	GPS ロガー使用の詳細 (6.8)	5
II. 18	時間制限の詳細（休息時間）　(5.6)	5

セクション III–規定

第１章–目的

1.1	目　的 (S1 5.2)	6
1.2	チャンピオンの定義 (S1 5.8)	6
1.3	英語の解釈	6
1.4	必要書類	6

第２章–参加資格

2.1	競技者 (GS 3.2.2 part, S1 5.5.5)	7
2.2	競技者の代表権 (S1 5.8)	7
2.3	資格制限 (S1 5.6.4)	7
2.4	スポーティング・ライセンス (GS 8.1.2 part)	7
2.5	エントリー	7
2.6	エントリーの受諾	7
2.7	スポーティング・コード、規定、規則の受諾 (GS 3.11.1)	7
2.8	責任追究の放棄	7
2.9	第三者への責任	7
2.10	安　全	8
2.11	責　任 (S1 An3 3)	8
2.12	指　揮 (S1 An3 4)	8

第３章–機体の資格

3.1	気球の定義 (GS 2.2.1, 2.2.1.1, S1　2.1.1.2)	9
3.2	燃　料	9
3.3	気球の指定	9
3.4	耐　空　性　(S1 5.5.3)	9
3.5	損　傷	9
3.6	自動飛行制御 (S1 5.9.2)	9
3.7	高　度　計	9
3.8	競技者番号	10
3.9	バスケット	10
3.10	回　収	10

第４章–競技役員

4.1	イベント・ディレクター (GS 4.3.4.1)	11
4.2	スチュワード　(GS 4.3.4.2)	11
4.3	陪審員の責務　(GS 4.3.1, 4.3.2, S1 5.10 part)	11
4.4	セーフティ・オフィサー	11

第５章–異議申し立てと抗告

5.1	競技データの照会 (S1 An3 7.1)	12

5.2 異議申し立て (GS 5.1.1, S1 An3 7) 12
5.3 連　絡 (S1 An3 7.7) 12
5.4 公　表 (S1 An3 7.7) 12
5.5 抗　告 (S1 An3 8) 12
5.6 時間制限の短縮 (S1 An3 7.6, 8.6 part) 12
5.7 抗告の取り扱い (GS 4.3.2, 5.5 part) 13
5.8 供託金の返還 (GS 5.4.3, 5.4.4) 13
5.9 結果と表彰の陪審員承認 (GS 3.16.1) 13
5.10 公式掲示板 13
第６章-オブザーバー
6.1 オブザーバー 14
6.2 割り当て 14
6.3 援　助 14
6.4 証言の要求 14
6.5 追跡中のオブザーバー 14
6.6 写真撮影 14
6.7 オブザーバー・レポート 14
6.8 GPS ロガー 14
第７章-地　図
7.1 競技区域 15
7.2 競技外区域 15
7.3 競技禁止空域 (PZs) 15
7.4 有効な PZs 15
7.5 PZ 違反 15
7.6 地　図 15
7.7 地球を平面とみなすこと 15
7.8 マップ・コーディネート 15
7.9 角度表示 15
第８章-プログラム、ブリーフィング
8.1 タスク・プログラム 16
8.2 有効なタスク (S1 5.9.1) 16
8.3 タスクの選定 16
8.4 複合タスク 16
8.5 競技規定の変更 (GS 3.9.1 part) 16
8.6 ゼネラル・ブリーフィング (S1 An3 6) 16
8.7 タスク・ブリーフィング 17
8.8 タスク・データ 17
8.9 補足ブリーフィング 17
8.10 タスクへのエントリー 17
8.11 遅れたエントリー 18
8.12 公式時刻 18
第９章-離陸手順
9.1 共通ローンチ・エリア 19
9.2 ローンチ・エリア 19
9.3 の許可 19
9.4 車　両 19
9.5 遅れた車両 19
9.6 気球の準備 19
9.7 冷気によるインフレーション 20
9.8 シグナル・ポイント 20
9.9 ローンチ・シグナル 20
9.10 場内アナウンス 20
9.11 離陸期間 20
9.12 離陸に要する時間 20
9.13 離陸期間の延長 20
9.14 離陸の順位 20
9.15 離陸準備の完了 21
9.16 妨　害 21
9.17 離陸の許可 21
9.18 コントロール不能 21
9.19 離　陸 (S1 3.2.6.2, 3.2.6.6) 21
9.20 有効な離陸 21
9.21 離陸の中断 21
9.22 ローンチ・エリアからの退去 22
第 10 章-飛行規則
10.1 上　昇　率 23
10.2 優　先　権 23
10.3 ゴール区域からの退去 23
10.4 物件の投下 23
10.5 飛行マナー 23
10.6 家畜と作物 23
10.7 地　主 23

10.8 衝　突 23
10.9 フライトクルーと同乗者 23
10.10 グランドクルー 24
10.11 車両の運転 24
10.12 クルーの乗降 24
10.13 地上からの援助 24
10.14 航　空　法 24
10.15 リコール・プロシージャ 24
第 11 章-着　陸
11.1 着　陸 25
11.2 自由着陸 25
11.3 競技着陸 25
11.4 地上との接触 1 25
11.5 地上との接触 2 25
11.6 回収の許可 25
第 12 章-ゴール、マーカー
12.1 ゴール 26
12.2 競技者によって選択されたゴール 26
12.3 識　別 26
12.4 安全上の制限 26
12.5 ターゲット 26
12.6 マーカー 26
12.7 マーカーの視認 26
12.8 マーカーのリリース 26
12.9 マーカーの重力落下 (GMD) 27
12.10 マーカーの投下 (FMD) 27
12.11 マーク 27
12.12 確認されたマーク 27
12.13 マーカーに手を触れない 27
12.14 捜索期間 27
12.15 ロストマーカー 27
12.16 採点期間 28
12.17 採点区域 28
第 13 章-ペナルティ
13.1 不正行為 (GS 5.2.2.3 part) 29
13.2 未定義のペナルティ 29
13.3 距離違反 29
13.4 ペナルティー・ポイント 29
13.5 規定違反の証明 (S1 An3 8.9) 29
第 14 章-採　点
14.1 結　果 30
14.2 得　点 30
14.3 採点結果の発表 (S1 5.9.4 part) 30
14.4 ランキングオーダー 30
14.5 採点公式 31
14.6 精　度 31
14.7 計測 32
14.8 総合得点における同点 32
第 15 章-タ ス ク
15.1 パイロット・ディクレアード・ゴール (PDG) 33
15.2 ジャッジ・ディクレアード・ゴール (JDG) 33
15.3 ヘジテーション・ワルツ(HWZ) 33
15.4 フライ　イン (FIN) 34
15.5 フライ・オン (FON) 34
15.6 ヘア・アンド・ハウンズ (HNH) 34
15.7 ウォーターシップ・ダウン (WDN) 35
15.8 ゴードン・ベネット・メモリアル (GBM) 35
15.9 カリキュレイテッド・レート・アプローチ・タスク(CRT) 35
15.10 レース・トゥ・エリア(RTA) 36
15.11 エルボー (ELB) 36
15.12 ランド・ラン(LRN) 36
15.13 ミニマム・ディスタンス (MDT) 37
15.14 ショーテスト・フライト・タスク (SFL) 37
15.15 ミニマム・ディスタンス・ダブル・ドロップ　(MDD) 37
15.16 マキシマム・ディスタンス・タイム (XDT) 38
15.17 マキシマム・ディスタンス (XID) 38
15.18 マキシマム・ディスタンス・ダブル・ドロップ (XDD) 38
15.19 アングル(ANG) 38

セクション I-大会ディテール

I. 1　大会名称

この大会は、「2005 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ」と称する。この大会では、「第 21 回パシフィック・カップ」、「第 22 回熱気球日本選手権」、「2005 ジャパンホンダグランプリ第 4 戦」、「2005 SAGA バルーンマスターズカップ」が同時に開催される。

I. 2　公　認 (S1 An3 2)

本大会は、財団法人日本航空協会、日本気球連盟（NKR)、熱気球グランプリ運営機構（AirB）の公認を受けている。

I. 3　組　織

この大会は、佐賀バルーンフェスタ組織委員会（SIBFO）によって組織される。

I. 4　通　信

全てのエントリー書類と公式連絡は、以下の住所に行なう。

〒849-0937　佐賀市　鍋島　3-7-2　シャトレ鍋島 2-1F
佐賀バルーンフェスタ組織委員会
phone 0952-33-3955　　fax 0952-33-3977

I. 5　大会役員

イベント・ディレクター　溝口徹也
その他の競技役員は、別に定める。

I. 6　場　所

この大会は、佐賀県内において行なわれる。

I. 7　期　間

この大会は、2005 年 11 月 1 日火曜日から行なわれる。最終競技飛行は、11 月 6 日日曜日午前に予定されるが、規定 1.2 を満たしていない場合、最終競技飛行は、11 月 6 日日曜日午後に予定される。

I. 8　供託金　(S1 An3 8.3)

抗告に必要な供託金は、10,000 円とする。

I. 9　公用語　(GS 3.9.5 part)

I. 9.1　大会の公式用語は、英語と日本語を使用する。全ての解釈は、英語によるものを優先するものとする。

I. 9.2　印刷物(タスクデータ、気象情報等)は、英語で記述され、日本語は補助として使用される。ブリーフィングで口頭で使用される用語は英語と日本語とする。

I. 10　参　加 (GS 3.6.1 part)

この大会は、FAI に対する義務を果たしている全ての NAC に対して開かれている。

I. 11　エントリーの締切

エントリーの締切は、2005 年 6 月 30 日とする。

I. 12　リスク

競技者の気球およびその機材は、大会の全期間中を通じて、競技者の責任で管理しなければならない。大会にエントリーすることにより、競技者は、競技者自身への被害や競技者の機材の損害については、一切の責任追究をしないことに同意したものと見なされる。（この条項は、保険が無効となる場合は、適用されない。）

I. 13　保　険

各々の気球は、第三者からの損害請求に備えて、少なくとも２億円の第三者賠償責任保険を用意しなければならない。競技者は、競技者が使用する気球に、大会期間中有効である保険を用意していることを証明する書類を提出しなければならない。もしくは、主催者から十分な保険を購入しなければならない。

セクションII-競技ディテール

II. 1　競技区域　(7.1)

競技地図は、国土地理院発行の地図に基づき特別に編集したものを使用する。Map Datum は「WGS84」で、1Kmのグリッドが印刷され、UTMコーディネイトに対応している。
競技区域は、公式競技地図のうち、Area A と Area C で定義される部分である。Area D は、着陸には使用可能である。気球の飛行は、Area A,C及びDで行わなければならない。

II. 2　競技外区域 (7.2)

競技外区域の詳細は、公式競技地図としてゼネラル・ブリーフィングの朝に告示する。

II. 3　競技禁止区域　(7.3)

競技禁止区域の詳細は、公式競技地図としてゼネラル・ブリーフィングの朝に告示する

II. 4　共通ローンチ・エリア　(9.1.1)

嘉瀬川河川敷をコモン・ローンチ・エリアとして使用する。コモン・ローンチ・エリアは、AからH までのエリアで構成され、北側、南側、東側はフェンスで囲まれている。西側は嘉瀬川の東側の川岸とする。

II. 5　共通ローンチ・ポイント (9.1.2)

共通ローンチ・ポイント(CLP): 1601 / 7993 (WGS84)

II. 6　地主の許可　(9.3)

競技者は、地主の許可なく私有地から離陸してはならない。
担当オブザーバー立会いのもとで許可を取得すること。（もし同一の場所から複数のパイロットが離陸する場合でも、許可は各競技者が取得すること。）
気球を回収するために私有地に進入する場合、競技者は少なくとも 20 分間地主を探すこと。地主が発見できない場合、該当地所から手によって運び出すこと。また、オブザーバーはそれを報告すること。
公園や河川敷など公共用地と見なせるところは、許可を得ないで離着陸を行うことができる。道路は許可の対象としないが、バスケットは必ず道路上にあること。また、競技者は一般のアクセスや通行を妨げないようにする義務がある。

II. 7　家畜と作物 (10.6)

競技区域およびその周辺には、牛、馬、ニワトリ、豚、ダチョウが飼育されているところがある。その内のいくつかはPZとして指定されている。また大部分の農地は収穫が終わっているが、いくらかは、米、大豆、レンコンなどが栽培されている。

II. 8　交通法　(10.11)

通常の交通法規が適用される。

II. 9　航空法　(10.14)

競技飛行中の競技区域内での最高高度は Area A では MSL4,000ft , Area C では MSL3,000ft である。また Area D では MSL3,000ft である。競技区域に隣接して Metabaru ACZ、Saga ACZ がある。本大会期間中、17時20分を公式日没時刻とする。17時20分以降の飛行は禁止する。

II. 10　リコール・プロシージャ　(10.15)

リコール手順:
リコール手順のために、ページャ（ポケット・ベル、ビーパー）を使用する。
タスク・キャンセル / 直ちに着陸:全ての数字が「0」の表示
もし、ページャを紛失した場合１万円の支払を求める。

II. 11　ゴール　(12.2)

交差点の中心は、道路のセンターラインの交点とする。
大会前に交差点の一覧表が競技者に配布される。タスク・データに他の方法が記載されない限り、競技者は、その一覧表に記載された交差点を、競技者のゴールとして使用しなければならない。
ディレクターは例外的な交差点の定義を図により提示する。
競技者が地図上の交差点を使用することが認められる場合､ゴールの宣言に使用できる道路は、競技地図の以下の記号のものである。「Yes」は、使用できるものを、「No」は使用できないことを示している。

YES	═══════	Road, 11.0m wide or more
YES	═══════	Road, 5.5 ~ 11.0m wide
YES	═══════	Road, 2.5 ~ 5.5m wide
YES	───────	Road, 1.5 ~ 2.5m wide
NO	─ ─ ─ ─ ─ ─ ─	Road, 1.5m wide or less

ゴールの定義

1.　ゴールは、道路のセンターラインの延長線上の交点とする。

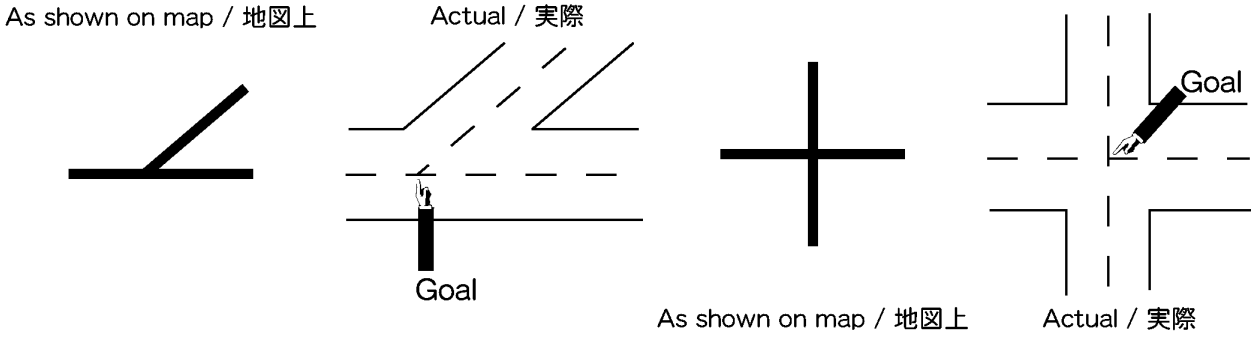

2.　もし、ゴールの地形が競技地図に記載された地形より曖昧な場合、ゴールは地図に記載された道路のセンターラインの延長線上の交点とする。

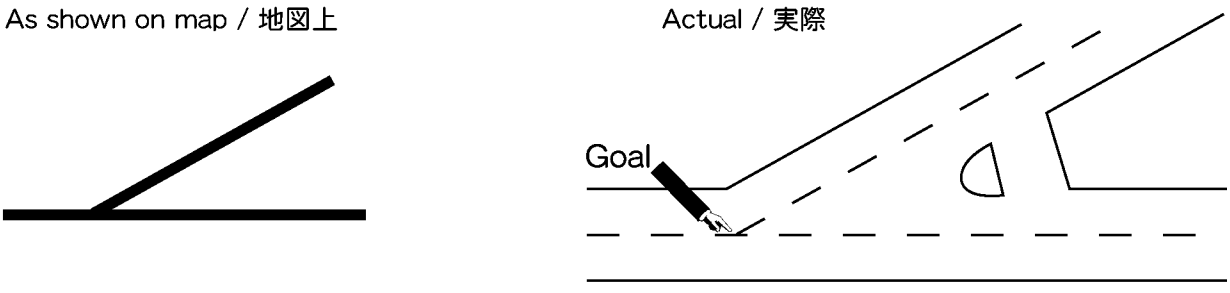

3.　もし、地図上の交点が単純な交差点であったにもかかわらず、実際は T ジャンクションの複合で

あった場合は、ゴールは二点間の中点とする。

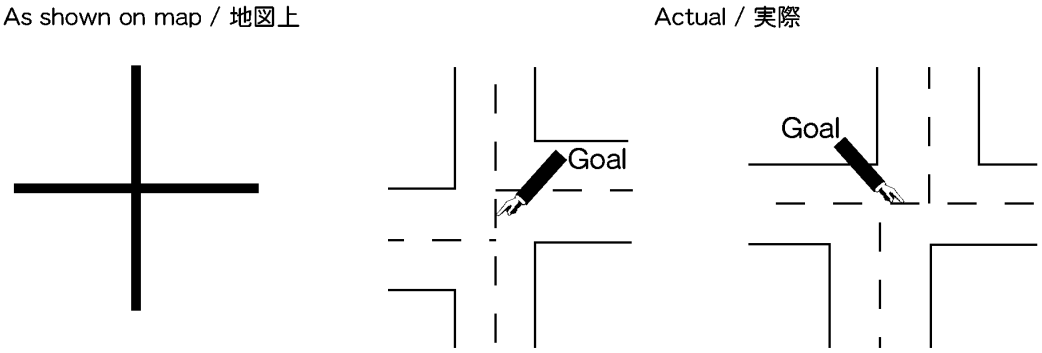

II. 12　安全上の制限 (12.4)

競技者は、以下の区域にゴールを選定してはならない。

A.　密集地区
B.　競技地図に赤で記載された道路
C.　レッド PZ から 200m以内
D.　公式競技地図に緑で記載されたモーターウェイ、もしくはモーターウェイ・ステイタスとして指定された道路から 200m以内（地図に記載された道路の外側の端から計測して）
E.　競技地図に記載された送電線の各々から 200m 以内

上記の制約は、イベント・ディレクターが配布する競技用のゴールリストには適用されない。

II. 13　公式掲示板の場所　(5.10)

公式掲示板は、メートプラザの 1F ロビーに設置する。補助公式掲示板は、嘉瀬川河川敷のブリーフィング・テントそばに設置する。

II. 14　掲示時刻　(5.3)

回答は、公式掲示板に毎日 13 時と 20 時に掲示される。回答がそれらの時刻以前に掲示されることがあっても、効力を持つのは次の 13 時もしくは 20 時のどちらか早い時刻からである。

II. 15　最終飛行日の掲示時刻　(5.6.3)

最終飛行日の掲示時刻は、11 時、13 時、17 時そして 17 時以降の 30 分ごととする。これらの時刻は、最終日もしくは最終日の前日のタスク・ブリーフィングで変更されることがある。

II. 16　フライト・クルー　(2.2.2)

チームのメンバーそれぞれが競技出来る大会になるよう CIA に承認を求める場合、主催者側が規定 2.2.2 の放棄を志願してもよい。ここ数大会では競技者に FAI スポーティングライセンスを発行した NAC に関係なく同チームの参加者が交代もしくは一緒に飛行してもよい。

II. 17　GPS ロガー使用の詳細 (6.8)

GPS を使用して競技を行う場合、取扱説明書を備えておくこと。
主催者が用意した GPS が航跡を記録できなかった場合、競技者がバックアップ用として用意した自身の GPS の航跡記録を使用しても構わない。

II. 18　時間制限の詳細（休息時間）(5.6)

日本時間の 2100 から 1000 までは、異議申し立て並びに抗告の時間制限から除外する。合計時間は最低 10 時間とし、日照時間によっては２つに分割することができる。

セクションIII-規定

第１章-目的

1.1　目　的　(S1 5.2)

この大会の目的は、以下のとおりである。
- チャンピオンパイロットを決定する。
- パイロットと機体のパフォーマンスの比較により、航空機の発達を促進する。
- 各国の気球関係者の友好を促進する。

1.2　チャンピオンの定義 (S1 5.8)

1.2.1　大会の最後において、それぞれのカテゴリーにおいて最も高い得点を得た競技者が勝者である。

1.2.2　チャンピオンとして認定され、宣言されるためには、最低 2 回の飛行で少なくとも 3 回のタスクが行なわれなければならない。

1.3　英語の解釈

1.3.1　「Shall」と「Must」は、その適用が強制的なものである。違反した場合、通常、ペナルティ、不利となる処分、その他の不利益が与えられる。

1.3.2　「Should」は、その適用が推奨されているもの。違反した場合、ペナルティ、不利となる処分、その他の不利益が与えられることがある。

1.3.3　「May」は適用が選択的なものである。

1.4　必要書類

競技者は、以下の書類を大会受付時に提示すること。

a.　パイロット・ライセンス
b.　パイロット・ログブック
c.　機体ログブック
c.　機体耐空証明書
d.　機体登録証明書
f.　保険証書
g.　FAI スポーティングライセンス
h.　パスポートもしくは身分証明書

第２章-参加資格

2.1 競技者 (GS 3.2.2 part, S1 5.5.5)

2.1.1 競技者とは、スポーティング・イベントに参加し競技を行なう者をいう。

2.1.2 ゼネラル・ブリーフィング開始以降は、競技者の変更は許されない。

2.2 競技者の代表権 (GS 3.7.2)

2.2.1 国際スポーティングイベントにおいては、競技者は、国際チームに属していない限り、その競技者にFAIスポーティングライセンスを発行したNACを代表するものとする。

2.2.2 指定されたオブザーバーをのぞいて、過去に国内外の選手権に参加した飛行クルー若しくはパッセンジャーが飛行する場合、彼は競技者と同一の国籍でなければならない。

2.3 資格制限 (S1 5.6.4)

機長は大会開始に先立つ 12 ケ月前に該当クラスの機長資格を受け、また、エントリー締切日までに少なくとも50時間の該当クラスの機長経験がなければならない。

2.4 スポーティング・ライセンス (GS 8.1.2 part)

所持者は、自分のスポーティング・ライセンスに署名しなければならない。署名により、所持者は、FAI スポーティング・コードを熟知し、理解し、またそれを遵守することを誓約することになる。

2.5 エントリー

エントリー書類とエントリー料は、エントリー受付終了日までに、主催者に提出されなければならない。ただし、主催者によって追加受理された場合は、この限りではない。

2.6 エントリーの受諾

エントリーの締切日から７日以内に、エントリーの確認を受け取っていない競技者は、主催者に照会しなければならない。

2.7 スポーティング・コード、規定、規則の受諾(GS 3.11.1)

役員及び競技者は、ＦＡＩスポーティングコード並びにこの大会のための競技規定および規則を理解し、またそれらに拘束されるものであることを求められ、参加することにより、無条件に受諾しているものとみなされる。また、彼らは各 NAC の代表であることを認識し、スポーティング・マナーに基づいて競技し、その行動は賞賛されるものでなければならない。

2.8 責任追究の放棄

この大会にエントリーすることにより、競技者は、大会主催者・関係するすべての場所の所有者・それぞれのメンバー、従業員や個人などに対して、彼らまたは他の競技者の行為の結果もしくは怠慢の結果によっていかなる損失や損害を被ったとしても、その責任追究を一切行なわないものとする。

2.9 第三者への責任

競技者は、大会にエントリーすることにより、競技者自身もしくはそのクルーによって引き起こされる第三者もしくは第三者の財産に対する損傷・損失・損害について全責任を負うことになる。

2.10　安　全

気象情報もしくは予報、またその他の安全もしくは運航上の情報が、競技者の便宜のために提供される。気球のインフレーションおよび離陸のために、役員が指名される。しかしながら、これらは、この章で定められた競技者の責任を何ら減じるものではない。

2.11　責　任 (S1 An3 3)

インフレーション、離陸、飛行、着陸の全ての過程において参加者及び競技者は安全運航の全責任を負っている。彼らは、自分の機材、クルー、自分の技術レベルと経験が、その時の状況にふさわしいかどうか自分自身で確実に判断できなければならない。競技者は大会中のクルーの全ての行動に関して責任を負っている。

2.12　指　揮 (S1 An3 4)

参加者、競技者、クルーは、スポーツマンにふさわしい行動をすること、大会役員の指示に従うことを求められている。不適切な行為は、イベント・ディレクターからペナルティが与えられる。

第３章-機体の資格

3.1 気球の定義 (GS 2.2.1, 2.2.1.1, S1　2.1.1.2)

3.1.1 いかなる動力による推進力も持たず、大気中に静的に浮かぶ、空気より軽い航空機であること。

3.1.2 サブクラス AX においては、その浮力は、空気を燃焼して得られたもののみから派生し、球皮には、通常の燃焼生成物と空気より外には含んでいてはならない。

3.1.3 気球を回転もしくは推進させる目的で設計されたベントは、その飛行の全てのタスクが終了するまで使用してはならない。この規定の違反は、250 から 500 タスク・ポイントのペナルティとする。

3.2 燃　料

各気球は、十分な予備燃料を残してタスクを終了することができる燃料を搭載しなければならない。タスクを終了させるのに十分な燃料がなかった場合、それは抗告の根拠とはならない。

3.3 気球の指定

各競技者は、大会中使用する気球を指定しなければならない。以下の規定に定める場合を除き、競技者は、第１タスクのブリーフィング開始以降は、使用気球を変更することはできない。最大のサイズを AX-8（3,000 立方メートル/10,500 立法フィート）とする。山岳での気球大会など特別な場合には、セクションⅡで別途定められる。

3.4 耐空性 (S1 5.5.3)

大会に参加する気球は、有効な機体登録証もしくは耐空証明書を有していなければならない。後者に関しては、該当国のしかるべき機関の発行する同等の書類でも認められる。主催者は、独自の判断により、妥当な耐空性基準を満たしていないとみなした機体を拒否することができる。

3.5 損　傷

3.5.1 大会中に損傷を被った機体は、修理することができる。損傷を受けた部分は、交換するか、修理することができる。ただし、球皮全体の交換は、イベント・ディレクターの許可を必要とする。

3.5.2 気球の耐空性に影響を及ぼす損傷は、次のタスクにエントリーするまでに、イベント・ディレクターに報告されなければならない。また、この場合、イベント・ディレクターから修理の承認を得るまでは、飛行してはならない。違反した場合、最高 1000 コンペティション・ポイントのペナルティが課せられる。

3.6 自動飛行制御 (S1 5.9.2)

その機器の仕様に関わらず、自動飛行制御として稼働するように設計されたいかなる機器も、これを禁止する。

3.7 高　度　計

各気球は、正しく動く高度計を搭載しなければならない。

3.8 競技者番号

主催者は、ゼッケンを２枚支給する。各競技者は、飛行中はいつもこれをバスケットの相対する位置に取り付けておかなければならない。すべての関係車両は、車両ゼッケンを相対する位置に明確に掲示しなければならない。

3.9 バスケット

「バスケット」という用語は、その構造に関わらず、クルーもしくは乗員の乗る部分を指す。

3.10　回　収

3.10.1　回収クルーは、役員もしくはオブザーバーの立ち会いがない限り、該当競技者のマーカーから半径 100 メートル以内に立ち入ってはならない。指定されたオブザーバーが飛行している場合、オブザーバーが完全にマーカーを確認し、距離を肉声で確認できる状態であれば、クルーがマーカーの位置をマークすることができる。

3.10.2　気球の回収を支援する全ての車両には、競技者番号を付けなければならない。

3.10.3　回収車両は、ディレクターによって設定されるか該当競技者が選択したゴール / ターゲットから半径 100 メートル以内に駐車してはならない。

第４章-競技役員

4.1 イベント・ディレクター (GS 4.3.4.1)

4.1.1 イベント・ディレクターは、大会運営上の責任者である。イベント・ディレクターは、デプティ・ディレクター１名と補佐するテクニカル・オフィシャルに伴わなければならない。イベント・ディレクターとデプティ・ディレクターはCIAの承認を受けなければならない。

4.1.2 イベント・ディレクターは、大会を滞りなく円滑でかつ安全に運営する責任を負っている。イベント・ディレクターは、スポーティング・コードに定める規定や競技規定に従い、運営上の決定を下さなければならない。イベント・ディレクターは、競技者が競技規定に従わなかったり、不正な行為を行なった場合、その者にペナルティーを課したり失格とすることがある。イベント・ディレクターは、要求された場合、陪審員会に出席し証拠を提出しなければならない。

4.1.3 本規定中では、イベント・ディレクターをディレクターと表記することがある。

4.2 スチュワード (GS 4.3.4.2)

4.2.1 スチュワードは、イベント・ディレクターへのアドバイサーである。
スチュワードは、大会の状況を監視し、不正行為、競技規定抵触、他の競技者や第三者への安全侵害等、気球スポーツにとって有害な行為があった場合これを報告する。
陪審員の検討に必要と思われる情報と事実を収集する。
競技規定や規則の解釈に関するアドバイス、ペナルティーのアドバイスを与える。

4.2.2 スチュワードは、いかなる執行権も与えられていない。スチュワードは、主催団体の一員であってはならない。スチュワードは、陪審員会に傍聴人もしくは目撃者として出席することができる。

4.3 陪審員の責務 (GS 4.3.1, 4.3.2, S1 5.10 part)

4.3.1 CIA によって任命もしくは承認された陪審員は、助言、裁定、規定解釈、行為に対する客観的および主観的な評価をする責任を負っている。

4.3.2 陪審委員長は、陪審委員会の議長を努めることに加え、主催者に対して、FAI スポーティングコード、大会規定並びに規則に従うことを求める権利を持っている。陪審委員長は、主催者がFAI スポーティング・コードや規定に反した場合、陪審員会が状況を検討するために大会を一時的に停止させる権限を持っている。

4.3.3 陪審員は､万一主催者がFAIスポーティングコードならびに大会に関する規定に従わない場合、大会を終了させる権限を有している。陪審員は、FAI の事務局長に対し全てのエントリーフィーの返還を勧告することがある。

4.3.4 陪審員は、スポーティングコード及び大会に関する規定並びに規則に精通していなければならない。少なくとも１名の陪審員は、競技運営中、立ち会っていなければならない。

4.4 セーフティ・オフィサー (S1 5.11)

4.4.1 セーフティ・オフィサーはCIAが指名する。

4.4.2 セーフティ・オフィサーは、安全に関する事柄、安全に関わる事故などについてイベント・ディレクターに助言を与える｡セーフティ･オフィサーの作業手順は､CIAの定める｢Safety Officer Handbook」による。

第５章–異議申し立てと抗告

5.1　競技データの照会 (S1 An3 7.1)

不満のある競技者は、まず第一に、しかるべき大会役員に助力を求めなければならない。競技者は、競技結果や得点の確認を求めたり、計算方法の説明を求めたりすることができる。

5.2　異議申し立て (GS 5.1.1, S1 An3 7)

5.2.1　異議申し立ての目的は、公式な抗告をせずに訂正をすることにある。

5.2.2　異議申し立てとは、競技者がイベント・ディレクターに対して、競技者が不満な運営上の問題について調査を要求することである。

5.2.3　公式異議申し立ては英語による文書で行い、文書による回答を受け取るものとする。

5.2.4　異議申し立ては、競技者からイベント・ディレクターもしくはイベント・ディレクターが指名する役員に手渡されなければならない。また、手渡された者は、受領と受領時刻を通知しなければならない。

5.3　連　絡　(S1 An3 7.7)

異議申し立てに対する回答は、イベント・ディレクターが事前に発表した毎日定められた時刻に公式掲示板に掲示される。

5.4　公　表　(S1 An3 7.7)

ディレクターは、イベント・ディレクターの回答とともに、公式な異議申し立ての原文を公表することがある。競技者から要求があった場合は、イベント・ディレクターは公表しなければならない。

5.5　抗　告 (S1 An3 8)

5.5.1　異議申し立てに対するイベント・ディレクターの回答に不満な競技者は、陪審員に対し抗告を行なう権利がある。
抗告を行なう競技者は、異議申し立ての回答から１時間以内に、その意志があることを表明しなければならない。

5.5.2　抗告の意思表示及び供託金を添えた抗告は、競技者からイベント・ディレクターもしくはイベント・ディレクターが指名する役員に手渡されなければならない。また、手渡された者は、受領と受領時刻を通知しなければならない。

5.5.3　抗告を行う競技者は、口頭による陳述を行なう権利を有する。この会合において、競技者は、自分で選択した通訳もしくは助言者の助力を得ることができる。

5.5.4　抗告の内容と陪審員の決定は、公式掲示板に掲示されなければならない。

5.6　時間制限 (GS 5.1.1, S1 An3 7)

5.6.1　異議申し立ての時間制限

5.6.1.1　異議申し立ては、異議申し立てを引き起こす事態が発生次第直ちに提出され、また速やかに処理しなければならない。

5.6.1.2　採点に関する異議申し立てはタスクの公式結果の公表から８時間以内にイベントディレクターに対して行わなければならない。大会ディテールに定められた休息時間は、これらの時間制限から除外される。

5.6.1.3　公式結果の新しいバージョンの発表により、問題となった事項についてのみ時間制限が延長される。

5.6.2　抗告の時間制限

5.6.2.1 抗告をしようとする競技者は、異議申し立てに対する回答から１時間以内に、その意志があることを表明しなければならない。

5.6.2.2 競技者は、異議申し立ての回答から８時間以内に供託金を現金で添えて英語の文書による抗告を提出されなければならない。大会ディテールに定められた休止時間は、これらの時間制限から除外される。

5.6.3　異議申し立て及び抗告に対する時間短縮 (S1 An3 7.6, 8.6 part)

5.6.3.1 大会最終日もしくはそれ以降に発生した採点もしくはその他の事項に関する異議申し立ては、公式スコア掲示後から１時間以内に、ディレクターに提出されなければならない。

5.6.3.2 大会最終日もしくはそれ以降の抗告は、回答から１時間以内に提出されなければならない。

5.6.3.3 イベント・ディレクターは、最終飛行日のすべてのタスク結果の公表時刻を告知しなければならない。

5.6.3.4 最終飛行日の前日の 13 時以降に公表された採点結果に適用される時間制限は、大会の最終飛行日もしくはそれ以降は１時間に短縮される。

5.7　抗告の取り扱い (GS 4.3.2, 5.5 part)

5.7.1　イベント・ディレクターは、いかなる抗告も、速やかに陪審委員長に渡さなければならない。陪審委員長は、抗告受理後 24 時間以内に陪審員会を召集しなければならない。

5.7.2　陪審員は、抗告に関わる両者の言い分を聞き、適切な F.A.I.規定と競技規定を正しく適用しなければならない。

5.7.3　陪審委員長は、関連する考察の要約とともに遅延なく審議結果をイベント・ディレクターに文書によって伝え、イベント・ディレクターはそのレポートを公表しなければならない。

5.8　供託金の返還　(GS 5.4.3, 5.4.4)

5.8.1　通常、抗告が認められた場合、もしくは陪審員による審問に先だって抗告が取り下げられた場合のみ供託金は返還される。

5.8.2　抗告から得られて返還しない供託金は、陪審員によって大会終了後 28 日以内に FAI に送られなければならない。その供託金は CIA によって使用される。

5.9　結果と表彰の陪審員承認 (GS 3.16.1)

5.9.1　大会の競技結果は、全ての抗告が陪審員によって処理され、また陪審員の業務が終了してのち、最終結果となる。最終競技結果は、表彰式までに公表されなければならない。

5.9.2　陪審員は、最終トータルスコアが公表される前に、最終トータルスコアを確認し、署名しなければならない。

5.10　公式掲示板

イベント・ディレクターは、公式掲示板の設置場所をゼネラル・ブリーフィングで発表しなければならない。これには「Official Notice Board（公式掲示板）」と記され、全ての結果、採点、異議申し立てと抗告そして大会に関する公式な連絡事項が掲示される。全ての掲示物には、サインと日時が記されなければならない。

第６章-オブザーバー

6.1 オブザーバー

オブザーバーは、大会役員であり、チーフ・オブザーバーがこれを統括する。オブザーバーの第一の責務は、飛行に関わる場所、時間、距離などの詳細を公平な立場で記録することにある。またオブザーバーは、競技規定や航空法に対する明らかな違反、農場主や第三者に対する競技者またはクルーによる思慮に欠ける振る舞いが見られたとき、これを報告する義務がある。

6.2 割り当て

タスク・ブリーフィングにおいて、オブザーバーは競技者に割り当てられる。２度以上同じ競技者に割り当てられることはない。ワールド・エアゲーム、世界選手権、ヨーロッパ選手権では、オブザーバーは同じ国籍の競技者に割り当てられない。

6.3 援　助

6.3.1 オブザーバーは、いかなる場合でも、助言によって競技者を援助してはならない。オブザーバーは、競技者に対して、競技規定を拡大、説明、また解釈してはならない。

6.3.2 オブザーバーは、タスク中、マーカーや気球の操縦を取り扱ってはならない。

6.3.3 オブザーバーが望み、競技者より求められた場合、地上での取扱やインフレを手伝ってもよい。フライトに同乗する時、競技者の指示により最終着陸を援助することは認められる。

6.4 証言の要求

タスク中、競技者よりタスクに関する情報について、目撃したり記録を求められた場合、オブザーバーはこれに応じなければならない。

6.5 追跡中のオブザーバー

6.5.1 オブザーバーは、フライトに同乗しない場合、追跡車両窓側の席に座り、またクルーは、最終マーカーが投下されるまで、オブザーバーが気球を肉眼で追跡できるよう最善を尽くさなければならない。オブザーバーは車両を運転してはならない。追跡中クルーより求められた場合、オブザーバーが地図を読むことは認められるが、オブザーバーはその結果に責任を持たない。

6.5.2 オブザーバーを離陸地に同行し、気球を回収し、結果の計測後、速やかに競技本部に連れ戻すことは、競技者とクルーの義務である。

6.6 写真撮影

オブザーバーは、競技者から許可が得られた場合か、任務上必要とされる場合を除いて、飛行中カメラを搭載したり写真撮影をしてはならない。

6.7 オブザーバー・レポート

競技者は飛行完了後、オブザーバー・レポート・シートに目を通しサインしなければならない。レポート・シートの内容に不満のあるパイロットは、サイン時にその意志を明記しなければならない。

6.8 GPS ロガー

GPS ロガーは熱気球の航路と高度を記録するための道具である。GPS ロガーは、競技中、競技規則遵守のモニター、タスク設定やスコアリング結果測定のための観測道具として使用される。タスク設定やスコアリング結果測定の目的のために使われる場合は特別に規定が定められる。競技者はその使用については操作上の指示に従わなければならない。

第７章-地　図

7.1　競技区域

公式競技地図上で定義された区域で、大会の開始時点で公表される。この外側では、タスクは行なわれず、結果の計測も行なわれない。

7.2　競技外区域

イベント・ディレクターは、一定の区域もしくは領空を競技外区域として定めることができる。これらの区域にマークを得た、もしくは競技着陸を行った競技者は、結果を得られない。

7.3　競技禁止空域（PZs）

7.3.1　イベント・ディレクターは、特定の空域と区域を競技禁止の指定を行なうことができる。境界及び、もし制限がある場合は、フィートで表示した平均海面(MSL)からの制限高度を各 PZ ごとに明記しなければならない。

7.3.2　円形 PZ は、中心を地図のコーディネートで定義し、半径をメートルで表示しなければならない。自然の地形によって PZ を定義する場合は、それを表記した競技地図のコピーを各競技者に配布しなければならない。

7.3.3　PZ にはレッド、イエロー、ブルーの 3 つのクラスがある。

7.3.4　レッド PZ は、競技者がその高度以下の飛行が禁止されている上限高度制限空域である。

7.3.5　イエローPZ は、離着陸が禁止された制限空域である。

7.3.6　ブルーPZ は、競技者がその高度以上での飛行が禁止されている下限高度制限空域である。

7.4　有効な PZs

各タスクブリーフィングで、そのタスクに関して有効もしくは無効な PZ が公表される。PZ の運用上の目的や他の飛行上の位置づけは、必ずしも告示されないことがある。

7.5　PZ 違反

そのタスクで有効な PZ を犯した競技者は、その違反の程度に応じて最高 1000 ポイントのコンペティション・ペナルティを課せられる。

7.6　地　図

競技者は、競技地図をバスケットに搭載して飛行しなければならない。有効、無効に関わらず全ての公表されている PZ と、全ての競技外区域が、明確にまた正確に記載されていなければならない。競技者は、航空交通管制の制限事項に関する十分な情報が競技地図に記載されていない限り、適切な航空管制図を携帯しなければならない。この規定に違反した競技者は、最高 250 ポイントのコンペティション・ペナルティを課せられるものとする。

7.7　地球を平面とみなすこと

採点上、地球は平面とみなす。競技地図上で計算された結果は、正確なものとする。

7.8　マップ・コーディネート

競技地図上のポイントを識別するために、コーディネートは 8 桁の数字で表されなければならない。最初の 4 桁で西から東方向を表し、次の 4 桁で南から北方向を表す。（東西 / 南北）
あらかじめ定められたゴールの宣言には、３桁のゴール番号を使っても差し支えない。

7.9　角度参照

別に述べられない限り、方位は競技地図にプリントされたグリッドシステムに対する角度で表される。

第８章-プログラム、ブリーフィング

8.1 タスク・プログラム

大会は一連のタスクで構成される。タスクの数と頻度また休止期間については、イベント・ディレクターの指示による。最終飛行予定日の前日の最初のタスク・ブリーフィングにおいて、イベント・ディレクターは、残された飛行プログラムを公表する。

8.2 有効なタスク (S1 5.9.1)

8.2.1 有効なタスクとは、競技者が飛行を放棄するか失格処分を受けた場合を除き、全ての競技者が有効な離陸を行う機会を公平に与えられたタスクをいう。

8.2.2 ディレクターは、その競技の結果が公表される前に安全上の理由によりタスクを無効とすることができる権限を有している。

8.3 タスクの選定

イベント・ディレクターは、本規定の第 15 章に述べられたタスクを使用しなければならない。特定のタスクが 2 回以上使用されたり、全く使用されなかったりすることがある。

8.4 複合タスク

8.4.1 イベント・ディレクターは、同一飛行中に、2 つ以上のタスクを設定することがある。これらのタスクは別々に得点され、各タスクのペナルティを課せられる前の 1 位の得点は、1000 ポイントとする。タスクの組み合せは、独立して各タスクごとに勝利できる可能性があるように設定されなければならない。

8.4.2 特に指定されない限り、複合タスク飛行におけるタスクは、タスク・データに指定された順番で飛行しなければならない。この違反のペナルティは、タスクごとに最高 1000 ポイントのペナルティとする。

8.4.3 離陸に関する違反は、通常最初のタスクに適用される。着陸に関する違反は、通常最後のタスクに適用される。その他の違反は可能な限り発生したタスクに適用される。発生したタスクを特定することができない場合、2 つ以上もしくは全てのタスクに均等分割して適用される。

8.4.4 タスク・データで述べられない限り、離陸ポイントからゴール / ターゲットまでの最小距離は、その飛行における他のゴール / ターゲットにも適用される。

8.4.5 マーカーの順序。タスク・データには使用するマーカーが指定される。競技上有利とならない限り、間違ったマーカーのリリースは、タスクごとに 25 ポイントのペナルティとなる。

8.5 競技規定の変更

8.5.1 競技規定は、スポーティング・コードに反してはならない。競技規定は、大会に先だって CIA に承認されなければならない。また、承認後、規定の変更は行ってはならない。

8.5.2 第 15 章のタスクの規定は変更可能なものであり、イベント・ディレクターは承認なく変更を行なうことができる。

8.5.3 変更されたタスク規定は、各競技者に個別に文書にて知らされなければならない。

8.6 ゼネラル・ブリーフィング (S1 An3 6)

大会の要となるゼネラル・ブリーフィングは、大会開始に先だって行なわれる。全てのパイロット、オブザーバーその他役員は、ゼネラル・ブリーフィングに出席しなければならない。公式競技者リストは、ゼネラル・ブリーフィングの点呼に基づいて速やかにかつ第１タスクブリーフィングの前に告示されなければならない。
正当な理由があり、かつ最初の採点が公表される前である場合には、遅れたエントリーはジュリーとの協議によりディレクターに受け入れられることがある。

8.7 タスク・ブリーフィング

8.7.1 タスク・ブリーフィングは、公式掲示板に公表された時間に、イベント・ディレクターによって召集される。ブリーフィングでは、以下のデータが口頭、文書または告知板により知らされる。

a. オブザーバーの割当
b. 気象情報
c. 航空管制及び安全に関する情報（必要な場合）
d. タスクデータ

8.7.2 文書によるインフォメーションが与えられた場合、ブリーフィングに先だって五分間の検討のための時間が与えられなければならない。

8.8 タスク・データ

8.8.1 タスク・ブリーフィングにおいては、なるべく文書によって、タスク・データを競技者に配布する。それらには、タスクに関係する飛行データと個別のタスク・データが含まれなければならない。

8.8.2 フライト・データ

a. 日付
b. 公式日出・日没時刻
c. 有効な PZ
d. ローンチ・エリア
e. 離陸期間
f. 次回ブリーフィングの予定時間と予定場所
g. オブザーバー （地上もしくは飛行可）
h. ソロフライト（指定する場合）
i. 捜索期間

8.8.3 個別のタスク・データ

a. 使用するマーカーの色
b. タスク/マーカーの順序（通常とは異なる場合）
c. 投下方法 （重力投下を指定する場合）
d. 採点期間、採点空域もしくは採点領空 （指定する場合）
e. タスク規定によるタスク・データ

8.9 補足ブリーフィング

コモン・ローンチ・エリアにおいて、競技者に追加または変更の通知を行なう必要が生じた場合、シグナルポイントでピンクの旗が掲示される。競技者は、自分自身で出向くか、または信頼できるクルーをシグナルポイントへ送らなければならない。インフォメーションは、口頭で伝えられ、文書が掲示されることもある。これにより全競技者に、適切に伝達されたものと見なされる。場合によっては役員が各気球に文書で回覧し、競技者またはクルーのサインを求めることもある。

8.10 タスクへのエントリー

タスク・ブリーフィングで名前もしくは競技者番号の点呼への応答により、競技者はタスクに参加できる。競技者の出席を確認するための代わりの方法を使用しても差し支えない。

8.11 遅れたエントリー

8.11.1 離陸期間開始の 5 分前までであれば、競技者は 50 タスクポイントのペナルティを課せられることにより、遅れてエントリーをすることが出来る。その後は 100 タスクポイントのペナルティーとなる。航空交通管制、安全事項、PZ を除き、その他の事に関しての個人的なブリーフィングは行なわれない。

8.11.2 競技者が自分独自の離陸地域を利用するタスクの場合、遅れたエントリーは、競技本部におい

てなされなければならない。

8.12 公式時刻

公式時刻は、現地時間に補正された GPS 時刻とする。競技者、オブザーバー、役員で、GPS を使用しない者は、各自の時計を GPS 時刻に合うように調整しなければならない。

第９章-離陸手順

9.1　共通ローンチ・エリア

9.1.1　主催者によって定められた一つもしくは複数の区域で、全競技者が共通の区域から離陸することを求められたタスクの場合に用いられる。指定されたコモンローンチ・エリアの外側から離陸した競技者は、そのフライトの全てのタスクは無効となる。

9.1.2　共通ローンチ・ポイント(CLP)とは、ローンチ・エリア内またはその近くに、大会開始前までに物理的に地上にマークされた点で、個々の気球の離陸位置に関わらず、ここより全ての角度と距離の測定が行われる点をいう。

9.1.3　ディレクターは、コーディネート及び半径もしくははっきりと境界された区域により、即席に共通ローンチエリアを定めてよい。競技者は各々の離陸地点をこのエリアの中で選ぶこととする。ローンチマスターや適合規則の使用はディレクターの任意である。競技者は設定された離陸期間内に、フラッグシグナルが使用される場合はフラッグによって示された期間内に離陸しなければならない。ディレクターはタスクブリーフィングにおいて、この共通ローンチエリアにおいて使用される CLP を宣告する。

9.2　個別ローンチ・エリア

9.2.1　個別ローンチエリアは、競技者によって選択される。ローンチ・エリアの境界は、個別ローンチ・ポイントから半径 100 メートル以内か、そのエリアの物理的境界のいずれか狭い方となる。

9.2.2　競技者が各自の個別ローンチ・エリアを選択するタスクでは、個別ローンチ・ポイント(ILP)は、熱気によるインフレーションを行う際のバスケットの位置とする。

9.2.3　個別ローンチ・エリアは、競技区域の外側に選定してはならない。
ペナルティ：当該フライトの第１タスクをグループＢとする。

9.2.4　個別ローンチ・エリアでインフレした気球は、その外側に移動し、離陸を行ってはならない。ただしデフレートし他のローンチ・エリアで再度インフレを行うことは認められる。
ペナルティ：当該フライトの第１タスクをグループＢとする。

9.3　地主の許可

競技者は、地主から許可を取得してからでないと、囲われているか、耕作中であるか、明らかに私有地であるかもしくは農作に使用中の土地に、車両を乗り入れたり、そこからの離陸を行なってはならない。この許可は、オブザーバーもしくは役員の立ち会いのもとに取得されなければならない。違反した場合、最高 250 タスク・ポイントのペナルティとなる。

9.4　車　両

9.4.1　離陸期間中は気球 1 機に付き車両 1 台しか、ローンチ・エリアに乗り入れてはならない。違反した場合、100 タスク・ポイントのペナルティとなる。

9.4.2　ローンチ・エリア内では、車両は適切な速度に減速して運転されなければならない。セーフティ・オフィサーおよびローンチマスターは、乱暴に運転されている車両の場内への乗入れを禁止することが出来る。

9.5　遅れた車両

ローンチマスターもしくは他の役員が認める場合を除き、黄色の警告旗が掲示された後は、如何なる車両も離陸期間中は、ローンチ・エリアに乗り入れてはならない。この規定の違反は、100 タスク・ポイントのペナルティとなる。

9.6　気球の準備

9.6.1　ローンチマスターは、各競技者に対して、気球の準備とインフレを行なうべき場所を指定する。ローンチマスターは、ローンチ・エリア内の車両と気球のオペレーションを統括する権限を有している。この規定の違反は、最高 200 タスク・ポイントのペナルティとする。

9.6.2　コモン・ローンチ・エリアでインフレーションを行う全ての気球は、クィック・リリース式のタイオフを使用しなければならない。個別ローンチエリアにおいては、同機材の使用を推奨する。

9.7　冷気によるインフレーション

接続および点検の為に、短時間バーナーをテストしたり、冷風を球皮内にいれることはできるが、熱気によるインフレの許可が出る前は、熱気によるインフレをしたり、送風機を使用したりしてはならない。また、球皮のいかなる部分も地上より 2 メートル以上の高さになってはならない。離陸期間の前で、フラッグが掲示される前であれば、送風機のテストもしくは使用をしても良い。

9.8　シグナル・ポイント

ローンチエリア内の地点で、信号用の旗が掲示され、競技者のタスクの宣言、遅れたエントリー、補足ブリーフィングの行なわれる一つもしくは複数の箇所をいう。競技者は、絶えずこの信号旗を確認している責任があり、何かの障害で見えなかったとしてもこれを異議申し立ての根拠とすることは出来ない。

9.9　ローンチ・シグナル

9.9.1　シグナルポイントで掲示される信号旗の色は以下の意味がある。

赤	離陸禁止、これ以前の離陸の許可は全てキャンセル
緑	全気球に対する熱気によるインフレーション開始許可
青	青分類(奇数番号)の気球に対する熱気によるインフレーション開始許可
白	白分類(偶数番号)の気球に対する熱気によるインフレーション開始許可
黄	５分前の警告
ピンク	補足、修正ブリーフィング
黒	タスク・キャンセル
紫	(予備) タスクブリーフィングにて、必要に応じ定義

9.9.2　シグナルの変わる時、注意を喚起するため、音による信号を用いることもある。

9.10　場内アナウンス

イベント・ディレクターが飛行のブリーフィング時に指定しない限り、場内アナウンスを通じて与えられるいかなる情報も競技とは無関係とする。

9.11　離陸期間

離陸期間の前後には離陸を行なってはならない。本規定 9.13 に関わる場合を除き、離陸期間外での離陸を行なってはならない。この規定の違反は、1 分もしくは 1 分未満につき 100 タスクポイントのペナルティとする。離陸期間終了の少なくとも 5 分前までに、黄色の警告旗が掲示される。

9.12　離陸に要する時間

熱気によるインフレ開始許可を、離陸期間終了の 20 分以上前に与えられた競技者は、なにかの理由で離陸期間が短縮されたとしても、離陸に十分な時間が与えられたものとみなされる。

9.13　離陸期間の延長

競技者は、ローンチマスターに離陸期間の延長を求めることができる。役員や他の競技者の行動によって、もしくはその競技者に起因しない理由(装備の故障を除く)によって競技者の離陸が遅れたとローンチマスターが判断した場合には、延長が認められる。

9.14　離陸の順位

インフレーションを行なうときの優先順位を気球に割り当てることがある。この優先順位はタ

スクごとに変更される。競技者は、信号旗またはローンチマスターからの個別許可により、熱気によるインフレーションを開始する。

9.15　離陸準備の完了

競技者は、完全に離陸準備が終了し、かつ浮力がプラスとなった後、白色の旗を振り、離陸準備完了の旨をローンチマスターに伝えなければならない。ローンチマスターがこれを確認したら、旗をバスケットの端に取り付け、浮力を保ちながら次の指示を待たねばならない。ローンチマスターは、可能な限り、離陸準備完了の意志表示順に離陸させるものとする。この目的の為、競技者は 50 センチ角の白い旗を用意しておかねばならない。

9.16　妨　害

インフレの完了した競技者は、他の気球の離陸妨害となる位置に不必要に留まっていてはならない。

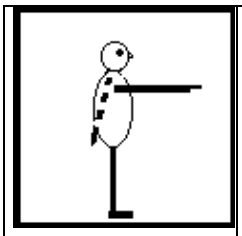	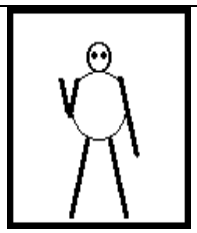	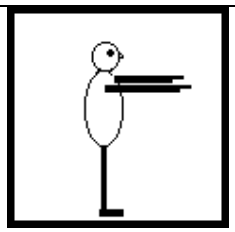	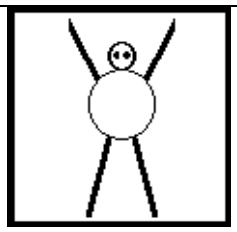	
白旗の掲示を確認した	地上に待機 私の右手の指示に従うこと	これから離陸開始の許可を与える	離陸 OK	これまでの指示を取り消す。待機

9.17　離陸の許可

9.17.1　ローンチマスターは競技者に図に示す合図に従って離陸の許可を与える。競技者は、ローンチマスターの指示に従って自分の判断で離陸を行なう。

9.17.2　この許可によって競技者の離陸の責任を回避するものではなく、競技者の責任で、十分な浮力を保ち障害物と適切な距離を保ち安全な飛行を継続しなければならない。コントロール不能または他の理由により許可なく離陸した競技者は最高 500 コンペティション・ポイントのペナルティを課せられる。

9.17.3　30 秒以内に気球が離陸しないとき、ローンチマスターは、離陸の許可を取り消すことがある。

9.18　コントロール不能

自分の気球のコントロールを失った競技者は、気球をただちにディフレートするか他の適切な処置を講じなければならない。

9.19　離　陸　(S1 3.2.6.2, 3.2.6.6)

気球のすべての部分またはその搭乗員による地上との接触もしくは地上との接続が絶えた時間および場所をもって離陸したものとする。

9.20　有効な離陸

ローンチ・エリアの境界を通過した気球は、離陸しタスク飛行をしていると見なされる。

9.21　離陸の中断

9.21.1　競技者は、安全上の理由により離陸を中断することが出来るが、他の気球の障害となってはならない。競技者は離陸期間内に、再度離陸を試みることが出来る。

9.21.2　共通のローンチ・エリアの場合、ローンチマスターの許可がない限り、最初に与えられた場所

でインフレーションを行なわなければならない。離陸には、再度許可を取得しなければならない。

9.22 ローンチ・エリアからの退去

バスケットが地面を離れてから 3 分以内に、競技者はローンチ・エリアの境界線を通過するか、地上 500 フィート以上の高度に上昇していなければならない。競技者は、離陸期間の終了時刻もしくは全ての気球が離陸した時刻のいずれか早い時刻以前に 500 ft 以下の高度で離陸区域に進入してはならない。

第 10 章-飛行規則

10.1　上　昇　率

競技者は、自分の上昇航路に他の気球が完全にいないことを確認してない限り、高速上昇を行なったり、継続したりしてはならない。

10.2　優　先　権

競技者は、自分の気球の非球皮部分と他の気球の球皮部分との衝突を回避する責任がある。2機の気球が飛行中接近した場合、上方の気球が航路を譲り、必要であれば衝突回避の為に上昇しなければならない。衝突が発生した場合、両競技者ともペナルティーを課せられるが、必ずしも同じ量とは限らない。

10.3　ゴール区域からの退去

マーカーを投下した競技者は、ゴール付近から可能な限り速やかに退去しなければならない。

10.4　物件の投下

公式マーカー、小さな紙片または類似の航行上の目的で用いる軽量物を除き、気球から物件を投下してはならない。

10.5　飛行マナー

競技者は地上の人間および家畜に適切な配慮をすること、地主に対する配慮、もしくは与えられたコードオブコンダクトを遵守して飛行することを求められている。競技者またはクルーによる無思慮な行為や無謀な飛行をした場合、最高 1000 ポイントのコンペティション・ペナルティーが課せられる。

10.6　家畜と作物

気球は、家畜や家畜のいる建物から 500 フィート以内で飛行してはならず、地主もしくは作物の所有者からの許可が得られた場合を除き、作物に被害を与えてはならない。
ペナルティー: 最高 1000 コンペティション・ポイント

10.7　地　主

本規定でいう”地主”とは、その土地での穀物や家畜に責任ある者のことで、必ずしも法的な意味でのその土地の所有者を意味しない。

10.8　衝　突

離陸から最終着陸の完了までに、電力線・電話線・その支柱もしくは構築物と重大な衝突をした競技者は、最高 500 ポイントのコンペティション・ペナルティーが課せられる。

10.9　搭乗者

10.9.1　競技者は、タスク飛行に他のクルーを同乗させることができる。この場合、機長としての行為を除き、それ以外の任務を委譲することができる。

10.9.2　競技者は、オブザーバーの同意のもとに、特定の飛行でバスケットに同乗飛行させることができる。

10.9.3　搭乗者の総数（競技者とオブザーバーを含む）は、３を超えては行けない。

10.9.4　競技者は特定のタスクにおいてタスクデータへの記載により”ソロ飛行”もしくは”同意によるオブザーバーを伴ってのソロ飛行”を求められる。
ペナルティ：競技者は結果を得られない。

10.10 グランドクルー

各競技者は、気球をオペレートするに十分なクルーと追跡車両が備わっているようにしなければならない。競技者は、自分の気球に携わるもの全員が、安全運航の為の適切なブリーフィングを受けているようにしなければならない。

10.11 車両の運転

車両は、交通法規に従って安全に運転されなければならない。この規定に違反した場合は、最高 500 ポイントのコンペティション・ペナルティが課せられる。

10.12 クルーの乗降

本規定 11.1.3 に定める場合を除いて、離陸と最終着陸の間、誰も気球に乗り降りしてはならない。

10.13 地上からの援助

飛行中、ハンドリングラインの使用ならびに地上の者の援助を受けることは、禁止されている。

10.14 航　空　法

大会規定に反せず、また競技上有利とならない範囲での航空法の違反は、イベント・ディレクターによってペナルティを与えられることはない。ただし、被害や妨害行為が発生した場合、もしくは大会関係者外からの妥当な異議があった場合は、この限りではない。

10.15 リコール・プロシージャ

主催者は、競技ディテールに定めたリコール・プロシージャを使用することがある。

第 11 章-着　陸

11.1　着　陸

11.1.1　飛行中に全てのマーカーをリリースした競技者は、自由着陸を行なうものとする。

11.1.2　飛行中に 1 つ以上のマーカーを残した競技者は、競技着陸を行なったものとする。

11.1.3　いずれかの役員もしくはオブザーバーによってその最終静止位置が記録された後は、気球をより安全なもしくは都合の良い地点まで運搬しても良い。

11.2　自由着陸

11.2.1　競技者が自由着陸を行なう時、着陸地点は、着陸後バスケットが最終的に停止した地点である。

11.2.2　タスク・データで述べられない限り、ゴール / ターゲットもしくは競技者自身のマーカーから 200 メートル以内では、自由着陸を行なってはならない

11.3　競技着陸

11.3.1　競技者がマーカーをリリースしないことを選択した場合、その着陸は競技着陸とみなされる。競技着陸の採点上の位置は、着陸後バスケットが静止した位置とする。公表された採点期間や捜索期間は適用される。

11.3.2　バスケットが最終的に静止するまでは、地上からの援助を受けたり、いかなるフライトクルーもバスケットから離れてはならない。

11.3.3　投下しなかったマーカーは、直ちに、任命されたオブザーバーに手渡さなければならない。

11.3.4　タスク・データで述べられない限り、ゴール / ターゲットから 200 メートル以内では、競技着陸を行なってはならない

11.4　地上との接触 1

ローンチ・エリアの境界を通過した後、最後のマーカーが地上に到達するまでの間、気球及びこれに取り付けられた如何なる部分も地上もしくは水面、地上にあるもの、もしくは地上に構築されたものと接触してはならない。ペナルティは、1 回の接触ごとに、ハードな接触の場合は 200 タスクポイント、軽度な接触の場合は 100 ポイントとする。
注）ハードな接触とは、バスケットや球皮の動きに変化が生じる場合をいう。

11.5　地上との接触 2

ディレクターによって設定されるか競技者によって選択されたゴール / ターゲットから半径 200 メートル以内では、(マーカーを除いて)気球に接続された全てのものもしくはバスケットによる地上との接触を行なってはならない。ペナルティは、1 回の接触ごとにハードな接触の場合は 500 タスクポイント、軽度な接触の場合は 250 ポイントとする。
注）ハードな接触とは、バスケットや球皮の動きに変化が生じる場合をいう。

11.6　回収の許可

競技者は、囲まれた場所、耕された場所、明かに私有地である場所、農作目的で使用されている場所に車両を乗り入れる場合、地主もしくは所有者から許可を取得しなければならない。この規定の違反は最高 250 タスク・ポイントのペナルティとする。

第 12 章-ゴール、マーカー

12.1　ゴール

イベント・ディレクターによって設定、または競技者によって選定される競技地図上の参照地点。

12.2　競技者によって選択されたゴール

12.2.1　競技者によって選ばれたゴールは、地上で車両により容易に到達可能であると地図上で判断することができ、かつ計測のために正確に識別できる所でなければならない。タスク・データにより指示されない限り、ゴールは 2 つの道路の交点とする。

12.2.2　計測は「競技ディテール」に定められた交差点の中心から行われる。地図上では交差点とみなされた交点が、実際にはＴジャンクションの複合であった場合には、ゴールは上記方法により定められる二点間の中点とする。

12.3　競技者による宣言

12.3.1　競技者は、地図上のコーディネートによってゴールを識別する。もし宣言したゴールの付近に間違いやすい交差点がある場合、明確化のために説明を付加しなければならない。あらかじめ定められたゴールの宣言には、３桁のゴール番号を使っても差し支えない。

12.3.2　競技者が宣言したコーディネイトから 200 メートル以内に複数の有効なゴールがあって曖昧な場合、競技者にとって最も不利なゴールが採用される。

12.3.3　競技者が宣言したコーディネイトから 200 メートル以内に有効なゴールがない場合、競技者は有効な結果を得られないものとする。

12.3.4　競技者がゴール宣言やタスクデータにより他の宣言を要求されるタスクでは、筆記により宣言しなければならず、その宣言ははっきりと本人のものとわかるように氏名、競技者番号を記載し、ブリーフィングデータで述べられた場所で宣言時刻までに供託されなければならない。もし認められた数以上のゴールや宣言がなされた場合には、競技者は結果を得られない。

12.3.5　自己の宣言を修正したい競技者は宣言時間内であれば、先に供託した宣言文との区別を明記して、宣言をやり直すことが出来る。

12.3.6　タイム・キーパーは、宣言時間ちょうどに宣言箱を閉鎖する。遅れた宣言は、宣言提出時刻の分秒を記録した上で受け入れられる。

12.3.7　遅れた宣言には、1 分もしくは 1 分未満につき 100 タスクポイントペナルティーが課せられる。

12.4　安全上の制限

競技者は、「競技ディテール」の「安全上の制限」に定められた区域にゴールを選定してはならない。この規定に違反した競技者は、有効な結果を得られないものとする。

12.5　ターゲット

12.5.1　ゴールの近く、もしくは特定の地点に識別しやすい幕が展示される。ターゲットが展示される場合、すべての計測はゴールでなく、ターゲットから行なわれる。ゴールに近づいた競技者が、予想されたターゲットを見つけられない場合は、ゴールに向かわなければならない。

12.5.2　ターゲットは、滑りにくい目立つ色の素材で、直交する十字形とする。大きさは、10m×10m×1m 幅とし、中央部に識別できる"X"をマークしなければならない。

12.6　マーカー

マーカーは主催者が供給し、着陸の代用として用いられる。マーカーは、1 平方メートル当り 100 グラム以下で長さ 170cm、幅 10cm のコーティングされたナイロンと 70 グラムのバラストで構成されている。競技者はタスクの前に必要なマーカーを入手する責任がある。マーカーはいかなる方法によっても手を加えてはならない。
非公式もしくは改造されたマーカーを投下したパイロットは、最高 250 タスクポイントのペナルティを課せられる。

12.7　マーカーの視認

全てのマーカーは、離陸時にバスケット内で視認されなければならない。視認できない場合、担当オブザーバーは、競技者に確認を求めることができる。

12.8　マーカーのリリース

タスク・ブリーフィングでマーカー重力投下(GMD)が指定されていない限り、マーカーは手で投げることができる。

12.9　マーカーの重力落下 (GMD)

重力投下にあたっては、バスケットに対していかなる水平方向の動きもマーカーに与えられてはならず、重力のみが、マーカーの投下に作用されなければならない。マーカーを落下させる者は、巻きほどかれたマーカーのテール部（マーカーのバラストではない部分）を持ち、そのマーカーのテール部を放して落下させる。マーカーは、バスケットの上部の縁から落下させなければならない。マーカーのテールを持っている手は、バスケットの外に出てはならない。落下時には、マーカーは、完全に解きほぐされてなければならない。競技上有利とならない軽度な違反に対するペナルティは、50 タスクポイントとする。それ以外は、競技者の結果に対して最も不利な方向に 50m の加算をするものとする。採点エリアに投下されたマーカーは有効な結果を得られ、ペナルティが適用される。

12.10　マーカーの投下 (FMD)

落下時には、マーカーは、完全に解きほぐされてなければならない。マーカーを推進させる機構を使用してはならない。マーカーを投下する者は、バスケットの床に立っていなければならない。この規定の違反は、競技者の結果に対して最も不利な方向に 50m の加算をするものとする。

12.11　マーク

気球から落下した後、マーカーの重しの部分が停止した位置の垂直線と地上との交点とする。

12.12　確認されたマーク

12.12.1　役員またはオブザーバーにより測定されたマーク。オブザーバーがマーカーを発見し計測するのを援助することは、クルーの義務である。オブザーバー一人だけをマーカー捜索の為に放置してはならない。

12.12.2　計測は、マーカーの重り部分の最も近いところから行なわれる。

12.13　マーカーに手を触れない

大会役員と担当オブザーバーを除き、誰も地上のマーカーに触れたり手を加えたりしてはならない。

12.14　捜索期間

12.14.1　競技者は、離陸期間の実際のスタートから、定められた時間内に、全てのマーカーを発見しなければならない。

12.14.2. 先にマーカーを計測するか、もしくは先に気球を回収をするかの判断は、競技者もしくはそのクルーが決定する。

12.15 ロストマーカー

12.15.1 制限時間内に発見され役員もしくはオブザーバーに渡されなかったマーカーは、ロストマーカーと見なされる。 ただし、マーカーが発見されると信じうる理由があり、イベント・ディレクターもしくはイベント・ディレクターの代理がこの時間制限の延長を許可した場合は、例外とする。

12.15.2 もし、マーカーがロストになる以前に地上にて役員またはオブザーバーにより目撃されている場合、競技者には、得られた証拠からの最も不利な解釈に基づいた推定結果が与えられる。その他の場合、競技者の採点上の位置は、（時間的に）次のマーカーの位置もしくは最終着陸地点のどちらか有利な方となる。

12.15.3 もし GPS ロガーが使用されるならば、そのときの結果はゴール/ターゲットと航跡（３次元での距離）との最良となる。

12.16 採点期間

12.16.1 タスク・ブリーフィングでイベント・ディレクターにより定められた場合、ゴール / ターゲットもしくは採点が有効とされる期間である。

12.16.2 競技者は、定められた時間内に役員もしくはオブザーバーによって、マーカーが発見されるか、落下しているところを目撃されるか、もしくは、着陸していなければ採点結果を得られない。しかしながら、競技者が制限時間内に着陸したり、次に投下したマーカーが発見され、若しくはロガー情報が制限時間内にマーカーが投下されたことを示している場合には、競技者は採点をされる。

12.16.3 捜索期間内に、採点上の位置を獲得できなかった競技者は、有効な採点結果を得られないものとする。

12.16.4 いかなる状況下でも公式日没時刻以降の採点は禁止され、この規定の該当部分が適用される。

12.17 採点区域

12.17.1 イベント・ディレクターによりタスク・データで定められた区域で、有効なマークはこの区域内にあるものとする。タスク・データで定められない限り、境界線は、道路の内側の固い面、砂利道の縁、川岸の内側、その他指定された区域とする。内側の縁上にマーカーの重り部分がある場合、有効なものとする。

12.17.2 採点区域内に、採点上の位置を獲得できなかった競技者は、有効な採点結果を得られないものとする。

第 13 章-ペナルティ

13.1 不正行為 (GS 5.2.2.3 part)

オブザーバー、役員やスチュワードを故意に欺こうとしたり惑わすなど反スポーティング行為を行った競技者、他の競技者への故意の妨害、虚偽の書類作成、禁止された機器や薬物の使用、規定の重大な違反を繰り返した者などは、大会から失格となる。

13.2 未定義のペナルティ

13.2.1 ペナルティーが特に定められてない競技規定に違反した競技者には、ペナルティー（距離、角度、時間)、減点などの処置を課す事が出来る。

13.2.2 安全上の問題以外で、競技上有利にならなかった違反については、初回は通常警告が与えられる。

13.2.3 競技者は、同一のフライトにおけるタスクの場合を除き、事前のタスクで同じ規定によりペナルティを課せられながらも、該当タスクの開始以前にその事実を伝えられていない場合、この規定(13.2)によってはペナルティを課せられない。

13.3 距離違反

13.3.1 個別ローンチ・ポイント、競技者によって選定されたゴール、マーク、最終着陸が距離制限に違反した場合、競技者はペナルティを課せられる。

13.3.2 地形を利用した境界線に対してローンチ・ポイントの違反があった場合、違反量は最も近い正しい地点からの距離となる。

13.3.3 ゴール / ターゲットもしくはマークの近くに着陸した場合、より大きい違反に対し距離ペナルティが課せられる。微風のため 10 分以内に競技者が移動することが出来ない場合は、距離ペナルティは適用されない。

13.3.4 距離ペナルティは次により与えられる。

a) エルボー・タスクでは、競技者の得た角度に以下の式によって得られる角度を加算するものとする。
2 × ARCSIN（違反距離 ÷ 距離制限）

b) レース・トゥ・エリア及びランド・ラン・タスク
1 m につき、1 ポイント

c) その他
競技者の結果に、距離違反の 2 倍を加算（又は減算）するものとする。

13.4 ペナルティー・ポイント

13.4.1 タスク・ポイントとコンペティション・ポイントの 2 種類のポイント・ペナルティがある。

13.4.2 タスク・ポイント・ペナルティーは、競技者のタスクポイントから減点され、ゼロを下まわることはない。コンペティション・ポイント・ペナルティーは、同じくタスクポイントより減点されるが、マイナスになった場合、大会の得点合計より引き落とされる。

13.5 規定違反の証明 (S1 An3 8.9)

提起された競技者による違反に関する証拠の提出もしくは明示は､常に大会役員の義務である。規定は、規定に従ったことを証明する義務や無実であることを競技者が証明しなければならないとは書かれていない。

第 14 章-採　点

14.1　結　果

競技者の結果とは、距離ペナルティを含めタスクによって得られた成果である。結果は、メートル、平方キロメートル、分、度などを少数点以下２桁までの数字で表記される。

14.2　得　点

競技者の得点とは、適切な公式によって計算されたタスクで得られたポイント数字である。規定に従いタスクもしくはコンペティション・ペナルティが課せられることがある。

14.3　採点結果の発表

14.3.1　各タスクの結果は、可能な限り早く、公式掲示板に掲示されなければならない。

14.3.2　全てのタスクのスコアは、少なくとも以下の内容を記載しなければならない。

a. 大会名称、タスクの行なわれた日付と時刻、タスク連続番号、タスク名称と規定番号。
b. 各競技者について、順位、競技者番号と氏名、結果、スコア、また適用されている場合、ペナルティの種類、規定番号、短い説明を付記する。
c. 公式中に使用された固定数値（Ｐ，Ａ，Ｍ，ＲＭ，Ｗ，ＳＭ）とチェックサム
d. 公表日と時刻、バージョン番号とディレクターの署名
e. 第２版以降の得点シートが発表される場合、前のバージョンからの変更点をマークし、連続したバージョン番号を付与しなければならない。

14.3.3　タスクの得点は以下のステータスがある。

プロビジョナル　プロビジョナル・スコアは、情報として提供されるものであり、いかなる時間制限の対象とはならない。
オフィシャル　オフィシャル・スコアの公表時刻から、異議申し立て、抗告の時間制限が始まる
ファイナル　オフィシャル・スコアは、全ての関連時間制限が過ぎた後、ファイナルとなる。

14.3.4　総合得点シートには以下の内容が含まれる。

a. 大会名称
b. 各競技者について、順位、競技者番号と氏名、総合スコアと各タスクのスコア。
c. タスクごとのチェックサム

14.3.5　総合得点シートは、情報として利用されるのみで、署名は不要とする。

14.4　ランキングオーダー

14.4.1　競技者は、各タスクの規定による時間及び距離ペナルティの調整後、結果に応じて順位が付けられる。競技者は、各タスクごとに以下のグループに分類される。

グループＡ　結果が計測された、もしくはロストマーカーの規定により結果が推定された競技者。
グループＢ　タスクを飛行したが結果の得られなかった競技者。公式３によるポイントもしくは公式２によるポイントの平均のうち、いずれか高い方のポイントを与えられる。
グループＣ　有効な離陸を行なわなかったか、タスクから失格となった競技者で、全員ゼロポイントに得点される。

14.4.2　適切な公式によってポイント・スコアを計算した後、競技者の獲得したポイントからペナルティ・ポイントを減じる。競技者の結果は、再度ポイント順に並べ替えて公表される。

14.5　採点公式

14.5.1　各競技者は、その結果に応じてポイントが与えられる。使用される採点公式は、競技者のタスクでの順位により異なる。

14.5.2　最良の結果に対しては、ペナルティー調整前の段階で、1000 ポイントが与えられる。

14.5.3　上位半数の結果は、1000 ポイントから約 500 ポイントの間で、公式 1 を使用しその結果に応じて点が配分される。

14.5.4　下位半数の結果は公式 2 を使用し 0 から約 500 ポイントの間でランクの順位に従って点が配分される。

14.5.5　公式１：(上位半数)
1000 - [(1000 - SM)/(RM - W)] x (R - W)

公式２：(下位半数)
1000 x (P + 1 - L)/P

公式３：(グループＢの競技者)
1000 x [(P + 1 - A)/P] – 200

Ｐ　=　大会参加の競技者数
Ｍ　=　Ｐ/２　少数点以下を切り上げた整数とする（中間ランク）
Ｒ　=　上位半数の競技者の結果（メートル等）
ＲＭ=　中間ランクの競技者の結果
Ｌ　=　該当競技者のランク
Ｗ　=　該当タスクの最良の結果
Ａ　=　グループＡの競技者の数
ＳＭ=　公式２による中間ランクの競技者の得たポイント・スコア（四捨五入し整数としたもの）

14.5.6　タスクにおいて半数未満の競技者しか結果を得られない時、次の定義変更を行なう。
ＲＭ　=　グループＡの最下位ランクの競技者の結果
ＳＭ　=　四捨五入し整数とした公式２によるグループＡの最下位ランク競技者の得たポイント
Ｍ　=　グループＡの最下位の競技者

14.5.7　タスクにおいてどの競技者も結果を得られなければ、グループＢのすべての競技者は、ペナルティを付加する前の時点で 500 ポイントを得る。

14.5.8　得点は、四捨五入を行なうことにより整数に丸められる。

14.6　精　度

14.6.1　結果は、手近で最も精度の高い方法で計測される。

14.6.2　以下の基準を適用する。

計測手段	精度	プリントアウト例［m］
巻尺/測量	センチメートル	1.23
歩測	メートル	236.00
地図上での計算	10 メートル	1250.00
航跡/GPS	10 メートル	1230.00

結果を得るために幾つかの方法を組み合わせる場合、最も精度の低い基準を適用する。
共通したコーディネートに対する位置がより精確な方法で決定できる場合、その方法の精度を適用する。
航跡/GPS による結果は、1ｍの精度で計算し、10m 単位に四捨五入する。

14.6.3　上記の方法を使用し計測した結果が同一となった場合は、同一結果を得たと見なされる。その場合同一結果を得た競技者は、同点でない場合に得た得点と同じポイントが与えられる。
総合得点における同点

14.7　計測

14.7.1　計測役員による計測結果が優先される。

14.7.2　200m 以内では通常の計測方法が使用される。GPS による計測が通常の計測方法よりも正確であると信ずるに足る理由がある場合には、GPS による計測結果も加えて記録される。

14.7.3　歩測は 200m 以内では使ってはいけない。

14.7.4　200m の外側の全てのマークは GPS で記録すること。　ゴールが競技者により選択される場合には、ゴールのコーディネートもまた、GPS で記録すること。

14.8　総合得点における同点

大会の総合得点において、２人の競技者が同点の場合、最高得点と最低得点との間の開きの少ない方が、上位ランクとする。

第15章-タ ス ク

15.1 パイロット・ディクレアード・ゴール (PDG)

15.1.1 競技者は、飛行前に自分で選択し宣言したゴールに向かってマーカーを投下する。

15.1.2 タスクデータ：
- a. 宣言時間と宣言場所
- b. 宣言できるゴールの数
- c. タスクデータシートによって CLP 又は ILP からゴールまでの最大、最小距離

15.1.3 結果は、マークから最も近い有効な宣言したゴールまでの距離とする。最小距離を採用する。

==========

15.2 ジャッジ・ディクレアード・ゴール (JDG)

15.2.1 競技者は、セットされたゴールに向かってマーカーを投下する。

15.2.2 タスクデータ：
- a. ゴール / ターゲットの位置

15.2.3 結果は、マークと(もし設定されていればターゲット)ゴールまでの距離とする。最小距離を最良とする。

==========

15.3 ヘジテイション・ワルツ (HWZ)

15.3.1 競技者は、セットされた複数のゴールの中から一つを選んでマーカーを投下する。

15.3.2 タスクデータ：
- a. 一連のゴール / ターゲットの位置

15.3.3 結果は、マークと最も近いゴール(もし設定されていればターゲット)までの距離とする。最小距離を最良とする。

==========

15.4　フライ・イン　(FIN)

15.4.1　競技者は自分で離陸地を探し、定められたゴールもしくはターゲットに向かってマーカーを投下する

15.4.2　タスクデータ：
- a.　設定されたゴール / ターゲットの位置
- b.　個別ローンチポイントから、ゴール / ターゲットまでの最大、最小距離
- c.　離陸の回数

15.4.3　結果は、マークとゴール(もし設定されていればターゲット)までの距離とする。最小距離を最良とする。

15.4.4　得点目的の飛行（マーカー投下、または競技着陸）は一度しか行なうことが出来ない。競技着陸は、指定のオブザーバーに対して、可能な限り早い機会に宣言しなければならない。

==========

15.5　フライ・オン　(FON)

15.5.1　競技者は、飛行中に選択し宣言したゴールに向かってマーカーを投下する。

15.5.2　タスクデータ：
- a.　前のマークと宣言するゴールとの最大、最小距離
- b.　宣言できるゴールの数

15.5.3　結果は、マークから最も近い有効な宣言したゴールまでの距離とする。最小距離を採用する。

15.5.4　競技者は、前のマーカーにフライ・オンのゴールを鮮明に記入しなければならない。前のマーカーが投下されない場合、そのマーカーにゴール宣言が行なわれていない場合や宣言できるゴールの数以上のゴールが記載されている場合には、競技者は結果を得られない。

15.5.5　前のタスクのマーカーが紛失した場合に備えて、競技者は、オブザーバーシート上に、暫定的なゴール宣言をすることが出来る。もし、前のマーカーが紛失した場合、この暫定ゴールから採点される。競技者の暫定ゴールの宣言は、前のマーカー投下までならいつでも行なったり、それを変更したりすることが出来る。オブザーバーに対して口頭でゴールを宣言しても効力はなく、これは記録もされない。もしオブザーバーがバスケットに搭乗して飛行している際には、宣言が投下前にマーカーに書かれているのかを、オブザーバーシートに記録し、証明しなければならない。

==========

15.6　ヘア・アンド・ハウンズ　(HNH)

15.6.1　競技者は、ヘア気球を追跡し、ヘア気球の着陸後、そのバスケットから 2 メートル以内の風上に設置されたターゲットに向かってマーカーを投下する。

15.6.2　タスクデータ：
- a.　ヘア気球の詳細
- b.　ヘア気球の飛行予定時間

15.6.3　結果は、マークからターゲットまでの距離とする。最小距離を最良とする。

15.6.4　ヘア気球の離陸予定時刻と飛行予定時間の変更は、異議申し立ての対象にはできない。

15.6.5　ヘア気球は着陸後ディフレートし、着陸地から撤去されることがある。

15.6.6　ヘア気球は、バスケットから幕を下げて飛行することがある。このタスクにおいては、競技者はバスケットより下方には、いかなる幕も掲示してはならない

==========

15.7 ウォーターシップ・ダウン (WDN)

15.7.1 競技者は、ヘア気球のローンチ・ポイントに向かって飛行し、ヘア気球を追跡し、ヘア気球の着陸後、そのバスケットから 2 メートル以内の風上に設置されたターゲットに向かってマーカーを投下する。

15.7.2 タスクデータ：

a. ヘア気球の詳細
b. ヘア気球のローンチ・ポイントの位置
c. ヘア気球の離陸時刻
d. ヘア気球の飛行予定時間

15.7.3 結果は、マークからターゲットまでの距離とする。最小距離を最良とする。

15.7.4 設定された時刻から 5 分以内にヘア気球が離陸しない場合、このタスクはキャンセルされたものとする。

15.7.5 ヘア気球の離陸予定時刻や予定飛行時間の変更は、異議申し立ての対象とはならない。

15.7.6 ヘア気球は着陸後ディフレートし、着陸地から撤去されることがある。

15.7.7 ヘア気球は、バスケットから幕を下げて飛行することがある。このタスクにおいては、競技者はバスケットより下方には、いかなる幕も掲示してはならない。

==========

15.8 ゴードン・ベネット・メモリアル (GBM)

15.8.1 競技者は、設定された採点区域内で、ゴールに可能な限り近いところにマーカーを投下する。

15.8.2 タスクデータ

a. ゴール / ターゲットの位置
b. 採点区域の詳細

15.8.3 結果は、マークとゴール(もし設定されていればターゲット)の距離とする。最小距離を最良とする。

==========

15.9 カリキュレイテッド・レート・アプローチ・タスク (CRT)

15.9.1 競技者は、採点区域内で、設定されたゴールに可能な限り近いところにマーカーを投下する。採点区域は、それぞれ固有の有効期間を持つ。

15.9.2 タスクデータ

a. ゴール / ターゲットの位置
b. 採点区域の詳細とその有効期間

15.9.3 結果は、マークとゴール(もし設定されていればターゲット)の距離とする。最小距離を最良とする。

15.9.4 採点区域内で、かつその有効期間内に採点位置を得られない競技者は、結果を得られないものとする。

==========

15.10　レース・トゥ・エリア　(RTA)

15.10.1 競技者は、最小の時間で採点区域内にマーカーを投下する。

15.10.2 タスクデータ
- a. 時間測定の方式
- b. 採点区域の詳細

15.10.3 結果は、離陸からマーカー投下までの経過時間とする。最小時間を最良とする。

15.10.4 計時は、マーカーが投下された瞬間、落下が目撃された瞬間、マーカーが地上で発見された瞬間もしくはオブザーバーの手にマーカーが渡った時刻のうち、いずれか最も早い時刻で終了する。オブザーバーはストップウォッチを所持しなければならない。

==========

15.11　エルボー　(ELB)

15.11.1　競技者は、最大限に進路を変更するように飛行する。

15.11.2 タスクデータ
- a. "A"、"B"、"C"の定義
- b. "A" - "B"の最大、最小距離
- c. "B" - "C"の最大、最小距離

15.11.3 結果は、180 度から ABC の角度を差し引いた角度とする。最大の角度を最良とする。

==========

15.12　ランド・ラン　(LRN)

15.12.1 競技者は、"A","B","C"で表される三角形の面積が最大となるように飛行する。

15.12.2 タスクデータ：
- a. "A"点の位置
- b. "B"点の決定方法
- c. "C"点の決定方法
- d. 採点区域の定義

15.12.3 結果は、三角形 ABC の面積とする。最大の面積を最良とする。

==========

15.13　ミニマム・ディスタンス (MDT)

15.13.1 競技者は定められた最小時間飛行した後、CLP に向かってマーカーを投下する。

15.13.2 タスクデータ
- a. 最小時間
- b. 時間測定の方式

15.13.3 結果は、マークから CLP の距離とする。最小距離を最良とする。

15.13.4 最小時間の飛行の後、オブザーバーがマーカー投下を確認する場合、採点を得られたものとする。その他、着陸地点を採点上の位置とすることができるが、この場合、役員が最小飛行時間終了後も、その気球が飛んでいることを確認していなければならない。

15.13.5 ローンチ・エリアからの退去(規定 9.21)に違反した場合、1 分もしくは 1 分未満につき 100 タスク・ポイントのペナルティとなる。

15.13.6 タスク中の地上との接触は、1 回につき 500 タスクポイントとする。

==========

15.14　ショーテスト・フライト・タスク (SFL)

15.14.1 競技者は、有効な採点区域内で CLP に近くなるようにマーカーを投下する。

15.14.2 タスクデータ
- a. 採点区域の詳細

15.14.3 結果は、マークから CLP までの距離とする。最小距離を最良とする。

==========

15.15　ミニマム・ディスタンス・ダブル・ドロップ (MDD)

15.15.1 競技者は、異なる採点区域内に、二つのマーカーをできる限り近接させて投下する。

15.15.2 タスクデータ
- a. 採点区域の詳細

15.15.3 結果は、2 つのマーカーの距離とする。最小距離を最良とする。

15.15.4 １つもしくは両方のマーカーを採点区域の外に投下した競技者、もしくは両方のマーカーを一つの採点区域に投下した競技者は、採点結果を得られない。

==========

15.16　マキシマム・ディスタンス・タイム (XDT)

15.16.1 競技者は、定められた最大時間内で、CLP からの距離が最大になるようにマーカーを投下する。

15.16.2 タスクデータ
- a. 最大設定時間
- b. 時間測定の方式

15.16.3 結果は、マークから CLP までの距離とする。最大距離を最良とする。

15.16.4 最大設定時間内に、オブザーバーがマーカー・リリースを目撃しないか、落下を目撃しないか、地上で発見され手渡されない場合、競技者は結果を得られないものとする。

==========

15.17　マキシマム・ディスタンス　(XID)

15.17.1 競技者は、定められた採点区域内で、CLP からの距離が最大になるようにマーカーを投下する。

15.17.2 タスクデータ
- a. 採点区域の詳細

15.17.3 結果は、マークから CLP までの距離とする。最大距離を最良とする。

==========

15.18　マキシマム・ディスタンス・ダブル・ドロップ　(XDD)

15.18.1 競技者は、一つもしくは複数の採点区域内に、二つのマーカーを可能な限り離して投下する。

15.18.2 タスクデータ
- a. 採点区域の詳細

15.18.3 結果は、2 つのマーカーの距離とする。最大距離を最良とする。

==========

15.19　アングル　(ANG)

15.19.1 競技者は、定められた飛行方位からの角度を可能な限り大きく変更する。方向の変位は、直線 A-B と設定された方位との角度である。

15.19.2 タスク・データ
- a. “A”点と”B”点の定義
- b. 飛行方位の設定
- c. “A”点と”B”点の最大、最小距離

15.19.3 結果は、直線”A-B”と設定された飛行方位との角度とする。最大角度を最良とする。

注意：ディレクターは、世界選手権もしくはヨーロッパ選手権以外のイベントにおいては、AXMERG からタスクを採用してもよい。

ANNEX 1 - ABBREVIATION LIST

Rule ref	Abbr.	Rule
7.1	**CTA**	CONTEST AREA (CTA)
7.2.	**OFB**	OUT OF BOUNDS (OFB)
9.1	**CLA**	COMMON LAUNCH AREA(S) (CLA)
	CLP	COMMON LAUNCH POINT(S) (CLP)
9.2.	**ILA**	INDIVIDUAL LAUNCH AREAS (ILA)
	ILP	INDIVIDUAL LAUNCH POINT(S) (ILP)
9.3	**LO**	LANDOWNER'S (LO) PERMISSION
9.19	**T/O**	TAKE-OFF (T/O) (S1 … etc.)
11.1	**LND**	LANDINGS (LND)
12.6	**MKR**	MARKER (MKR)
12.4	**SRP**	SEARCH PERIOD (SRP)
12.16	**SCP**	SCORING PERIOD (SCP)
12.17	**SCA**	SCORING AREA (SCA)
12.9	**GMD**	GRAVITY MARKER DROP (GMD)
12.10	**FMD**	FREE MARKER DROP (FMD)
15.1	**PDG**	PILOT DECLARED GOAL (PDG)
15.2	**JDG**	JUDGE DECLARED GOAL (JDG)
15.3	**HWZ**	HESITATION WALTZ (HWZ)
15.4	**FIN**	FLY IN (FIN)
15.5	**FON**	FLY ON (FON)
15.6	**HNH**	HARE AND HOUNDS (HNH)
15.7	**WSD**	WATERSHIP DOWN (WSD)
15.8	**GBM**	GORDON BENNETT MEMORIAL (GBM)
15.9	**CRT**	CALCULATED RATE OF APPROACH TASK (CRT)
15.10	**RTA**	RACE TO AN AREA (RTA)
15.11	**ELB**	ELBOW (ELB)
15.12	**LRN**	LAND RUN (LRN)
15.13	**MDT**	MINIMUM DISTANCE (MDT)
15.14	**SFL**	SHORTEST FLIGHT (SFL)
15.15	**MDD**	MINIMUM DISTANCE DOUBLE DROP (MDD)
15.16	**XDT**	MAXIMUM DISTANCE TIME (XDT)
15.17	**XID**	MAXIMUM DISTANCE (XID)
15.18	**XDD**	MAXIMUM DISTANCE DOUBLE DROP (XDD)
15.19	**ANG**	ANGLE (ANG)
15.20	**BOX**	BOX (BOX)
	MSA	Marker Scoring Area (MSA) (for AXMER GPS)
	TDS	Task (data) sheet
	WIS	Weather Information sheet
	FRF	Flight Report Form
	GMF	GPS Measuring Form
	TAS	Task Score Sheet
	TOS	Total Score Sheet
	GC	Ground Contact
	GL/TGT	Goal / Target